

第24期東京都自然環境保全審議会
第7回規制部会
速 記 録

令和3年2月15日（月）

WEB会議

○関計画課長

本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

下村部会長でございます。

本日は、司会進行のため来庁していただいております。

続きまして、ウェブで御参加いただいております委員を御紹介させていただきます。

お名前をお呼びしましたら、ミュートを解除してお返事をいただけますようお願いいたします。

田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島委員 よろしくお願いたします。

○関計画課長 ありがとうございます。

井本委員、よろしくお願いいたします。

○井本委員 よろしくお願いたします。

○関計画課長 ありがとうございます。

山岸委員、よろしくお願いいたします。

○山岸委員 山岸です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。

小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 よろしくお願いたします。

○関計画課長 ありがとうございます。

山中委員、よろしくお願いいたします。

○山中委員 よろしくお願いたします。

○関計画課長 ありがとうございます。

皆様、本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

環境局自然環境部長の近藤でございます。

○近藤自然環境部長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 計画課長の関でございます。

○松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 次に、定足数について御報告いたします。

本日は、規制部会に所属する委員、臨時委員、9名中6名の委員の方に御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴希望の申し出がございまして、ウェブで傍聴されている方がいらっしゃいますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、下村部会長、審議の開会をお願いいたします。

○下村部会長 皆様、御参加をありがとうございます。

ウェブでの部会は、本格的にやるのは今回初めてですので、途中、何か不自由な点がありましたら事務局に連絡をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、今期は第24期になりますけれども、東京都自然環境保全審議会第7回の規制部会を開催したいと思います。

初めに、本日は傍聴を希望される方もおられますので、東京都自然環境保全審議会運営要領第7の規定に基づき傍聴を認めたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事にまいりたいと思います。事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○下村部会長 準備はよろしいでしょうか。

会議中には、委員が複数使われていると思いますので、ミュートの状態としていただき、御発言がある場合にこちらから指名をいたしますので、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

前回8月に審議しました多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業について、審議を始めたいと思います。

まず、最初に、事務局から本日の報告の確認をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 本日の資料でございますが、事前に郵送配付させていただきましたので、お手元に資料があるか御確認ください。

まず、資料1-1、自然環境保全計画書概要版です。

資料1-2、自然環境保全計画書。

資料1-3、自然環境調査報告書。

資料1-4、希少猛禽類調査報告書となります。

資料2-1「8月27日規制部会での質問事項に対する回答」。

資料2-2「8月27日規制部会での質問事項に対する回答(別紙)」でございます。

資料1-1と1-2につきましては、前回の審議結果を踏まえまして一部修正いたしました。それから、資料1-3と資料1-4につきましては、前回に引き続き変更はございません。このため、日付は前回の日付となっております。資料2-1と2-2につ

きましては、後ほど事務局から概要を御説明いたします。皆様、お手元にご覧いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それから、また、資料1-1から1-4の中には、猛禽類を含めました希少動植物及び猛禽類に関する調査結果が掲載されておりまして、この結果が公表されますと、希少動植物の生息・生育地への立入りとか密猟、盗掘、営巣地等への影響が及ぶおそれがございます。そのため非開示情報となりますので、お取扱いに御注意をお願いしたいと思います。その他、第7回規制部会会議次第を配付してございます。

改めまして、お手元に全てご覧いただけますでしょうか。ない場合には、Zoomで挙手、またはミュートを切って御発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

本日傍聴されている方への資料は、資料1-1、自然環境保全計画書概要版公開用でございまして、この資料からは、東京都情報公開条例の非開示情報に当たる希少動植物位置情報については削除してございます。委員の皆様にお配りしている資料とは異なりますことを御了承ください。

○下村部会長 それでは、審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から、資料1-1につきまして、御説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは資料1-1、自然環境保全計画書概要版を御覧ください。

前回の規制部会での意見を受けて、表記、計算式等を修正してございます。詳細につきましては後ほど御説明いたします。

○下村部会長 それでは、引き続き、前回8月の審議で委員の皆様から出た質問等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○松岡緑環境課長 では、資料2-1を御覧ください。

前回の審議で委員の皆様からいただきました質問について、上から順に概要を御説明させていただきます。

まず、1番目と2番目につきましては、前回、規制部会です承いただいている御指摘事項でございます。

1番の太陽光発電の積雪等に対する配慮や、強度計算についての御指摘でございますが、対応欄にありますとおり、本採石場は標高が低く、市街地に近い場所にあるため市街地で比較して過大な積雪は見込まれませんが、一方でそういった積雪の際には、場内に人が常駐していることから、適切なメンテナンスを行うとのこと。また、太陽光パネルの強度については、規格にのっとったものを使用します。

2番目の、過去に伐採してしまった残留緑地について、森林再生を行うかどうかにつ

いての御指摘でございますが、太陽光発電施設の上部については、コナラ、クヌギを植えることで、針広混交林化を図っていく計画となっております。

それから、3番から10番までに関しましては、事業者のほうから改めて詳しい御説明をいただく予定となっておりますので、私からは簡潔に御説明いたします。

まず、3番目の、設備設置場所の樹木の伐採や土壌の安定性、ひこばえの管理についての御指摘でございますが、樹木の根を残すことで、抜根するよりも土地の改変部分が小さくなるとともに安定性が確保されると考えられます。

また、ひこばえが成長した場合には刈り取りを行う。切り株が枯死した場合には取り除き、浸食防止マットを設置し、対応するというところでございます。

それから、4番目の当該地以外の場所での太陽光発電設備の設置の検討についての御指摘でございますけれども、本採石場の採掘区域はまだ全体を使用してございまして、施設の設置は困難であるということです。また、その他の残留緑地につきましては、景観や保守点検上の問題から設置に不適となっております。

続きまして、5番目の太陽光パネルの安定解析等の状況についての御指摘でございますが、地形変化がないことの確認、それからボーリング調査や地質調査技師の現地調査による風化による地すべり等、斜面崩壊のおそれがないことを確認しているということでございます。

それから、続きまして、2枚目の6番でございますけれども、記載ミスがございます。指摘事項の欄で「地主が残留緑地を伐採してした」となっていますが「伐採したことについて」ということで「して」を取っていただければと思います。申し訳ございません。

こちらの6番目の、伐採された残留緑地の契約の在り方についての御指摘でございますけれども、再発防止策といたしまして、残留緑地の自社有地化を進めるとともに、賃借契約書への優先買取条項の付与、それから、伐採前の事前協議を必要とする覚書の締結を行ったということでございます。

それから、7番目から9番目までの水についての御指摘でございますけれども、こちらにつきましては、堆砂範囲の構造を資料に詳細に記載するとともに、調整池と放流量の計算について見直しを行い、より安全な形となるようにしたということでございます。

続きまして、3枚目でございますが、10番目の概要版の表記についての御指摘でございますけれども、こちらは概要版の修正を行いました。

それから、11番目の事務局に対する御意見としていただきました、緑地における相続税の軽減などについての対応でございますが、回答欄にありますとおり、大都市環境保全主管局長会議での国家予算、環境保全関係に関する提案書という主要都市における環

境所管部署から国へ予算についての提案を行うものがございまして、こちらにおいて、樹林地について相続税の免除等が適用されるよう、法令や運用基準等の改正を要望してございます。

以上で、事務局からの概要説明について終わらせていただきます。

○下村部会長 ありがとうございます。

今、事務局ベースでの対応の概要について御説明をいただきました。

続けて事業者様からの対応の詳細につきまして、説明をお願いしていきたいと思えます。30分程度をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○事業者 それでは、事業者のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

多摩興産株式会社です。よろしくお願ひします。

それでは、前回の規制部会でいただきました御指摘に対する対応について、資料2-1のナンバー順に従って御説明させていただきます。

まず、太陽光発電設備についての指摘事項No. 1、2につきましては、前回規制部会にて御了承いただいておりますので、指摘事項の3番目より御説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○事業者 それでは、調査担当から説明させていただきます。

No. 3のひこばえの管理と切り株が枯死した場合にどうするかとの指摘については、計画書概要版15ページに「斜面の管理」という項目を設けました。

資料1-1の計画書概要版15ページをお開きください。

それでは、15ページのほうの「(3) 斜面の管理」の第2段落目でございますが、ひこばえに対する対策としまして、年2回程度パネルの上部まで伸びないように刈り取り等の管理を行うことを追記するような形で対策を入れております。

また、切り株の管理対策として、下の①から③に示しますように、安定しているか確認し、不安定な場合の除去と埋め戻し、埋め戻し部分については浸食防止シートを設置するという管理を行う計画としております。

続いてNo. 4の改変済みの採石場の中で太陽光ができないかに対しましては、資料2-2の薄いA3の資料のほうの1ページ目をお開きください。

こちらの採石事業区域内の配置図でございますけれども、吹き出しなどで選定の理由を記載しております。採石事業区域は水色で示した掘削用地、黄土色の堆積用地、薄黄色の施設用地として、ほとんどの場所が採石事業で使用中の状況にあります。画面左下となる残留緑地南側では、景観上支障があり、送電線までの距離も遠く、アクセスの道

もない状況です。このため、図面上部の残留緑地のみが林道でのアクセス、送電線までの距離が近く、景観上問題がないことから計画地といたしました。

続いて、No.5の風化岩相は何メートルぐらいで、斜面崩壊のおそれないかとの御指摘ですが、資料1-1のほうに戻りまして、計画書概要版の14ページをお開きください。

こちらの「(2)斜面への配置」でございますが、風化部の厚さについては、自主的にボーリング調査を行い、結果を右側に柱状図としてお示ししております。

左側の柱状図が尾根部、右側の柱状図は谷部の結果であり、調査は斜面上下方向にパネルを設置する区域中央部で実施しております。

尾根部の結果ですが、左の図の左端のほうでございますが、赤字で示した2.7メートルほどの部分で風化岩が確認されております。この風化部ですが、N値が50以上示す一定程度の強度を有する岩石であり、右側の谷部では風化部はほとんど見られず、斜面が崩壊するがけ崩れの素因は認められませんでした。また、太陽光予定区域とその周辺において現地調査を行い、風化部を原因とする地すべりのような現象が生じていないことを確認しております。

このような、現地での確認の下、前の13ページに安全性に関する検討フローを載せてございますが、こちらのフローに基づきまして、工事では斜面の安定性を害するような工事を行わず、パネルの設置においては、現地盤に影響の少ない杭基礎を選択し、JISに基づいた施工を行います。

以上のことから、斜面の安定性については、現状の安定性を確認し、設備設置に際しては地盤に影響のない工法を採用することにより、太陽光設備設置による斜面崩壊のおそれはないと考えております。

○事業者 次に、お手元の資料2-1の6番、伐採された残留緑地について、事業者のほうから説明をさせていただきます。

前回の御指摘を踏まえ、薄い資料の2-2、回答別紙の2ページ目【太陽光周辺土地の経緯及び今後の管理計画】にて再整理させていただきましたので、御説明いたします。

まず、ページ左上、1の太陽光予定区域周辺の「伐採の経緯」についてですが、当社は平成7年6月、今回の太陽光の予定地を含むスギとヒノキの植林地を緑地として賃借を開始し、平成12年3月、採石場の拡張に伴い、これらの土地を残留緑地といたしました。

平成16年2月、地主が突然、スギ、ヒノキの伐採を開始したため、速やかに都に状況を報告しましたが、地主が伐採届を提出するというので、同年6月の緑化状況報告書には、写真を添付し、広葉樹への林相転換施業地としたい旨記載して、都に報告いたし

ました。

翌平成17年7月、当該地で山林の消防演習をしたいとの要望があり、都に御相談したところ、緑地の管理上問題があるとして、10月に原状回復の植栽指示を受けました。

当社は、都の指示内容を直ちに地主に伝え、善処を求めましたが、地主が応ぜず伐採は継続され、平成18年10月には地主より土地の明渡し訴訟が提起されました。係争中、賃借権は留保できましたが、植栽をすることはできませんでした。

しかし、その後、当該地のスギ・ヒノキ以外の樹木が成長したため、平成21年10月に都から緑地として回復したとして指示を解除されました。

平成22年12月に、地主より当該地を全て買い取ることで、土地の明渡し訴訟は和解し、現在は自社地となっております。

次に、ページ左下、2の伐採の「再発防止策」についてですが、当社は残留緑地の自社有地化に務め、自社有地化率は、平成12年許可時の21.5%に対しまして、16万4974平方メートル、約5万坪の緑地を買い取り、令和2年9月現在73.7%となり、52.2%増加させております。

また、賃借地は、現在全ての賃貸者契約に優先買取条項を付保しており、地主が伐採する際は、事前協議を必要とする旨の覚書を締結しています。

続きまして、ページ右上、3の自社地化後の管理についてですが、平成22年末に自社有地化した直後は、林道全体に草木が繁茂していたため、平成23年春より、林道に人や車が通れるよう、当該地への入り口付近や道路沿いの草刈り・道路整備を開始しました。

平成24年以降は、林道の使用許可を、それまでの600メートルから1,250メートルへ大幅に延長し、徐々に林道周辺の草刈りや道路の補修・整備も進めました。また、周辺の下草刈り・補植も順次行っております。

これらの管理の実績につきましては、続く3ページの参考資料①に概要を図示しております。

戻っていただきまして、2ページ目の右下、4、今後の管理計画についてですが、太陽光予定区域の北側については、混交林化区域1万平方メートル、広葉樹林化促進区域3万平方メートルを設け、針葉樹と広葉樹が混じった樹林を創出し、早期の広葉樹林化を図ってまいります。

太陽光予定区域の東側は、広葉樹林化促進区域3,000平方メートルを設け、早期に広葉樹林となるよう、林相転換の促進を図ってまいります。

太陽光予定区域内の草地区域、6,900平方メートルにつきましては、伐採は行いますが伐根はせず、低木をできるだけ残し、残留緑地との境界約350メートル程度につきまして

も、3メートルから5メートル帯の樹林を境界柵に沿って残す予定としております。

以上、御説明した今後の管理計画につきましては、4ページの参考資料②に概要を図示しております。

No.6の説明については以上となります。

○事業者 続きまして、排水に関する御指摘への対応を説明させていただきます。よろしくお願いたします。

資料2-1「3 水について」の7番目の太陽光予定区域の整備に伴う調整池の考え方についての対応について、お示ししている内容を中心に御説明いたします。

資料1-1で、計画概要版の62ページをお開きいただけますでしょうか。

左下の図4.6-1「排水計画の考え方」という模式図を示させていただきます。

この図の中で、赤色で着色した範囲、2.18haが太陽光予定区域でございます。その上部には、太陽光予定区域に雨水が流入する区域として、林地3.96haというものがございます。

本計画では、太陽光予定区域の整備の影響に対し、既存調整池から放流量の調整計算により対応しています。前回の規制部会時点でお示しした資料では、森林法の林地開発手続に伴い検討する中で、太陽光予定区域の集水対象面積を2.18haのみとして、増加する差分の流出量を直接放流量として既存調整池の放流量から差し引く計算としておりました。

前回の規制部会での御指摘を受けまして、防災面への配慮を考慮しまして、太陽光予定区域の集水対象面積を、先ほど御説明しています赤色の2.18haに、その上部の3.96haを加えた6.14ha、図で言いますと、緑の縦の斜線の部分を再計算しまして、既存調整池からの放流量から差し引く計算に改めております。計算上、太陽光予定区域側に調整池を設置した場合と同様の流出量となるように計画しております。

この計画については、計画概要版、同ページの右側の図4.6-2、調整池改修前後の模式図を御覧ください。

許容される既存調整池からの放流量を抑制するために、オリフィス、水の出る口の部分を縮小改修いたします。その改修に伴いまして、改修前の既存調整池の容量は1万575立法メートルでしたが、そこから1万4704立法メートルまで4,129立法メートル増加させる計画としております。

この調整池の容量拡大に当たりましては、調整池外周部の部分的なかさ上げと、調整池内の部分的な掘削で対応する計画としております。

これに加えまして、前回、規制部会時点においてもお示ししておりましたが、下流側

の安全性をより高めるために、点検路、側溝、堆砂範囲を設けて、自然浸透等も総合的に利用したできる限り緩やかな排水が行われる計画にしております。

資料2-2を御覧ください。薄い冊子の9ページです。

左上の排水管、浸透柵等の模式図を御覧ください。

太陽光予定区域のうち、パネル設置範囲区域の1万4900平方メートルには斜面に対し、棚田状、水平方向に点検路を複層、2層から8層までの間で配置しております。図中の凡例で見ますと、水の流れとして、水色の矢印で表現されている箇所が、その点検路及び側溝の排水ルートとなっております。

同じページに右上の「点検路周辺の水の流れの模式図」を御覧ください。

図のように、斜面や点検路上に降った雨は、一部はその時点で地下へ浸透しながら、また、浸透しなかった部分が点検路及び点検路脇の素掘り側溝を斜面に対して水平方向、横方向に流れる計画としております。

同じページの下「排水管付近の水の流れ模式図」を御覧ください。

素掘り側溝を流れる水は集水柵によって集められ、斜面垂直方向に配置された排水管を通じて、斜面の下部に流下しています。斜面を流下した雨水は、一旦全て太陽光予定区域下部の堆砂範囲に流入いたします。

林地開発許可の手続では、太陽光予定区域に対応して確保すべき堆砂量は、計算上は37立方メートルとなります。今回の計画では、堆砂範囲の必要な容量37立方メートルに対し、約470立方メートルと大きく確保しております。この要領は流下してくる土砂だけではなく、雨水を一旦湛水させるためのものがございます。この点検路と側溝及びこの470立方メートルの堆砂範囲によりまして、鹿の子沢に同時に流れ込む、一度に流れ込む水量を抑える計画としております。

また、ここで参考までに、これまでの豪雨時の鹿の子沢の状況について幾つか御説明いたします。

同じく資料2-2の8ページを御覧ください。

【添付①-2 鹿の子沢の水量及び山入川（合流部）の状況】の左下「台風19号通過時の鹿の子沢（地点③）の状況」を御覧ください。

この写真は、同じページの右上の地図、中ほどの太陽光予定区域より少し下流側、右側にある地点③、この部分の2019年の台風19号通過時の鹿の子沢の様子を示しております。鹿の子沢の推移は、道路面までは約1メートルほどの余裕があります。流下能力は高いと考えております。

引き続きまして、項目の8番目の堆砂範囲の構造や機能についての対応について、示

している内容を中心に御説明いたします。

資料2-2の11ページです。

【添付③-2 堆砂範囲のイメージと容量】の上部「堆砂範囲のイメージ図」を御覧ください。

堆砂範囲を計画する斜面のイメージ図は、沢に向かって、下流側に下がっていく勾配のある地形となっております。今回の計画では、図に示すように畦畔を設けまして、堆砂及び湛水が可能な棚田状の形状で計画しております。

ここで堆砂範囲の構造について説明いたします。

同じ資料の10ページです。前のページになります【添付③-1 堆砂範囲平面断面模式図及び雨水の流れ】を御覧ください。

堆砂範囲平面図とB-B' 断面図です。

点検路及び素掘り側溝を介して排水管から流下してきた雨水は、堆砂範囲に一旦湛水させ、地中へ浸透を促します。一時的な湛水及び浸透による調整機能を持たせることを計画しております。なお、湛水可能な水深は0.5メートルとなっております。

同じ資料の13ページです。添付④-2、堆砂範囲の水の流れ模式図を御覧ください。

堆砂範囲の表層地盤は砂礫質です。現状工事に雨水の多くは地盤から自然に浸透している状況でございます。

上段の雨量の少ないときは、この地盤を堆砂範囲底面としてそのまま利用しているため、棚田状の各堆砂範囲で、雨水の地下への浸透が促され、鹿の子沢への直接的な雨水の流れ込みを抑制しております。

また、下段の模式図に、雨量の多いときについては、各堆砂範囲でそれぞれ一旦湛水させ、地下に浸透する量よりも多い雨量が流入した場合は、堆砂範囲に設けられた通路から棚田状の堆砂範囲越しに下流側の堆砂範囲に順次流れていく計画になっております。

一定の水位を超えた段階で、堆砂範囲に適宜設けられている集水浸透柵に流れ込み、約3か所設置された林道横断溝を経て、鹿の子沢へ流入する計画となっております。

○事業者 続いて、No9について、説明いたします。

御指摘の、水の流れを計画し切れているのか、鹿の子沢とその下流への影響を検討する必要があるのではとの指摘につきましては、No.7で、先ほど説明させていただきましたように、太陽光予定区域からの雨水流出量の増加分について、既存調整池からの放流量を絞ることにより、鹿の子沢への雨水放流量を現在設定されている許容量と同規模とすることで、急激な水量増加を生じないように計画しております。

さらに、緩やかな排水を行うため、採石事業でつくられた点検路や現状の地盤面を利用した堆砂範囲の設置を行う計画としております。

資料2-2の9ページをお開きください。先ほども説明しましたが、点検路について、右側の斜面の図の部分に点検路模式図を載せておりますけれども、点検路の材質としましては、コンクリートなどで固めず、十分な強度を持ち、雨水の浸透も可能な天然の岩石由来である本採石場の採石を使用することにより、点検路自体での一時的な保水を可能とし、急激な汚水の流出を防止します。

次に、11ページをお開きください。

ここに示しました堆砂範囲のイメージ図にありますように、太陽光予定区域直下に堆砂範囲を設置します。この堆砂範囲に一時的に雨水を湛水させます。この堆砂範囲では、右側の写真2に、堆砂範囲の底面となる現況地盤面の写真を掲載しております。

浸透しやすい砂礫質の地盤であり、現在の太陽光予定区域から生じる鹿の子沢への水の流れと同様に、徐々に地盤に浸透させつつ、鹿の子沢へ緩やかな排水を行うということから、太陽光予定区域の雨水流出量の増加による予定区域下流側の水生生物に与える影響は小さいと考えております。

次に、鹿の子沢が合流するに山入川についてですが、ページ戻りまして、8ページをお開きください。

右下に、鹿の子沢と山入川の合流部、地点④の写真を掲載しています。この山入川は、川幅約15メートル、深さ4メートル程度ある一級河川であり、上の図の地点④付近までの流域面積は500ha程度あります。鹿の子沢の流域面積はこのうちの2割程度の89haであり、太陽光予定区域の2.18haと、その北側に位置する上部林地を含めた区域の面積合計は6.14haです。

この区域からの鹿の子沢への増水は、これまで説明してきました既存調整池からの排水の絞り込みと、緩やかな排水のための対策を講じた後に、河川規模の大きな山入川に合流することから、その影響はさらに緩和され、山入川の水生生物に与える影響も小さいと考えられます。

それでは、最後に、No. 10の「望ましい」文言に担保性はあるのかという御指摘ですが、計画書概要版の43から47ページのほうに記載しておりました計画への提言の部分の文末に、〇〇することが望ましいなど、実施するかどうか曖昧な表現がありましたので、提言に基づく対策についての記載を全て実施するとした表現に修正いたしました。

事業者からの説明は以上となります。

○下村部会長 ありがとうございました。

それでは、これから質疑に移らせていただきたいと思います。

ただいまの事務局、そして、事業者の説明につきまして、御質問・御意見がございましたら、Zoomに手を挙げる機能がついていると思いますので、その機能を使用して挙手をお願いいたします。こちらから指名をしましたらミュートを解除して御発言をください。いかがでしょうか。

それでは、まず、山岸委員、お願いします。

○山岸委員 山岸です。

先ほど御説明いただきましたけれども、積雪の影響についてなのですが、技術的な問題だと思うのですが、太陽光パネルの上に何センチ以上の雪が積もると発電が不能になるのか、どのようなレベルなのでしょう。

○下村部会長 いかがですか。お答えいただけますでしょうか。

○事業者 太陽光パネルに積雪があった場合とのことなのですが、ちょっと具体的な数字というのは今すぐにはあれなのですが、パネル自体は、パネル全体の何割に影が入ると発電しなくなるといった仕様になっております。ただ、積雪があつて発電しなかったとしても、この設備自体が故障するとか、そういった異常は起きないと聞いております。

○下村部会長 山岸委員、いかがですか。今のお答えでよろしいですか。

○山岸委員 私は国分寺に住んでいるのですが、大体標高が50メートルから80メートルぐらいです。今年はないのですけれども、一冬に1回か2回、かなり雪が降ることがありまして、国分寺市内です。標高50メートルのところ。大体、屋根の上に太陽光パネルがあるのですが、5センチ以上積もってしまうとロックされるという感じか、一切発電不能になるのです。本格的な装置の場合は、それがどの程度までそれが可能なのかなという疑問がありました。やはり10センチとか15センチ積もれば、使用はできないという規格ではないかと思うのですが。

○下村部会長 対応のことも含めて。

○事業者 御指摘、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり雪が上に乗った状態だと発電はなかなか難しいと思っております。ただ、通常の日本で、この地域におけます降雨で、特に設備に影響があるということないということで、施工業者のほうには確認しておりますので、何センチかというのはすみません。もしあれでしたら、後で調べて御報告させていただければと思います。

○山岸委員 もちろん、溶けてしまえば、すぐ発電は再開されるのですけれども、その装置のレベルがどのくらいのものなのかということにちょっと関心がありまして。それ

だけです。

○事業者 調べてまた御報告させてください。

○山岸委員 ありがとうございます。

○下村部会長 ほかに何か御質問はございますか。

それでは、小林委員、お願いします。

○小林委員 私、1回目の会議のときに欠席したので、的外れのことを聞くかもしれませんが、よろしくをお願いします。

質問事項の3番のところなのですけれども、樹木が枯死したら安定を失うのではないかという質問なのですが、私がした質問ではないのですけれども、そのお答えとしては、切り株の安定だけを対応として述べられていますけれども、多分、質問の真意としては、樹木の根茎全体による斜面の安定効果がなくなるのではないかという問いかけだと思うのです。それに対する回答がないのですが、どうされるのかということ。

それと、また少し質問の5番も関係すると思うのですけれども、資料1-1の9ページを見ますと、太陽光パネルを設置される場所の断面の様子が出ていますけれども、A、B、Cと3つ測線が引かれているわけなのですが、このAのところは傾斜が30度近くあります。この測線は、いずれもどちらかというところにはあってありまして、多分、その間の尾根状のところは、傾斜は30度以上あるのではないかと思います。この計画の中では、この太陽光設備設置予定区域の上部は傾斜が急なので、そこは設置せずに緑化を進めるというお話だったのですが、実際にはこの太陽光設備設置予定区域のところも30度以上の斜面はあるような気がします。そういうところで樹木の根茎がなくて、斜面が実際、安定が維持されるのかということがちょっと気になるので、3番の説明では、ちょっと内容が欠けていると思いますので、御回答をお願いしたいと思います。

○事業者 よろしいですか。

○下村部会長 どうぞ。

○事業者 根茎のほうについて説明させていただきます。

こちらのほうなのですけれども、基本的に、太陽光予定区域の中を樹木ですが、1から5センチ設置の太さの若い木がほとんどでして、根茎としてそこまで発達した樹木が現状ほとんどない状態になります。そのため、根茎でもっているという話ではないと認識していますので、この大きな、例えば直径10センチとか15センチというものの切り株がいっぱい発生するということは考えておりませんで、1から5センチ程度のものが中心のところ、その部分が、そこまで根を張っていないというところで枯死した場合についても、そこは埋め戻しをするということと、あとは、若い木ですので、ある程度と

いいですか、できるだけ死なないように上部を切るレベルで、根こそぎ切ったりしないということを考えて対応していきたいと思っております。

あと、斜面のほうのお話ですけれども、確かに尾根部については斜度がきつところもありますので、配置のほうを見ていただきますと、尾根部についてはできるだけパネルの配置を避けるような配置で、現在のところは計画しているような状況でございます。○小林委員 今の説明ですと、この区域の樹木もそもそも大きくないのでというお話でしたが、これは伐採されたところですよ。ですから、当然、伐採以前は樹林があったはずなので、今ないから大丈夫ということにはならないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事業者 委員がおっしゃるとおり、確かに。平成20年代前半に、先ほども御説明させていただきましたけれども、スギ植林の木が生えておりまして、その切り株は現状でも残っております。そちらのほうにつきまして、見た形ではひこばえ等も出ておらず、現在、生きていよう根を張っているというところは、あまり感じていないところではあったのですけれども、そちらの大きなものについては、先ほど、管理の中ではございますけれども、確認でき次第取り除いたりするような対策を講じたいと考えております。

○小林委員 御説明の範囲では、若干不安があるなと思えました。

それから、この太陽光パネルを設置される場所の北側は、緑化というか、樹林の成立を進めていかれるという予定だったと思うのですけれども。ここの部分の緑化の計画というのは、どこに説明されているのでしょうか。

○事業者 お答えさせていただきます。

そちらのほうですけれども、計画書概要版の51ページから「残留緑地管理計画」ということで記載しております。51ページの右側に管理計画策定フローということで図示しております。右上のほうに「広葉樹林化促進区域」というものを記載しております。

こちらのほうが、現状、先駆性の低木群落でございますので、こちらのほうの管理としては、流れに従いまして、2つ分かれております。

7月ごろに目視観察を行い、維持管理工法を選定するという樹林自体の管理が1つありますのと、先駆性の低木群落がかなり長い間続いている状況にありますので、この部分について、コナラ等を植栽しつつ、その周りの先駆性の樹木を少し切って、コナラ樹林、もともとこの辺がクリーコナラ群落ですので、そういった樹林にできるだけ早く広葉樹林化を図っていくという意味での管理を今のところ考えているような状況です。

○小林委員 分かりました。

私からの質問は一旦ここで終わりたいと思います。

○下村部会長 前半の斜面管理のところは、まだ少し懸念があるということですが、あります。

○事業者 ただいま小林委員から御指摘を受けた点なのですけれども、私どもも視察ができなくて、現地の状況の委員の皆様にお見せできなくてあれなのですが、ある程度、私どもも比較的影響がないと思っておりますが、よくその辺は丁寧に見て、一度植林されたスギの樹木ですけれども、そういう危ないところとかはよく調べて、確認して、丁寧にやっていきたいと考えております。全体としては結構若めの非常にいい状態になってきているのですが、そこはよくコンサルタントの会社とよく相談して対応を考えさせていただけたらと思っております。

○下村部会長 ですから、証言をもう少し書き加えていただくというか、恐らく設置されてからもその可能性はなくはないですが、そういうことも含めて、15ページ（3）の下段の部分をもっと加筆いただくというか、もう少し丁寧にモニタリングするというか、チェックをしますというようなあたりのところを加筆いただいたほうがいいと思います。

○事業者 分かりました。

○下村部会長 小林先生、そんな対応でよろしいですか。

○小林委員 はい。取りあえず。

○下村部会長 ほかに何か御質問はございますでしょうか。

では、山中先生、お願いします。

○山中委員 コメントが1点と質問が2点あるのですけれども、まずコメントについて、水関連のことで前回大分指摘させていただいた後、個別に計算方法の御相談とかも受けて対応してきたのですが、やはり一番大きな問題としては、本来、開発区域の下流側に調整池を設けるべきところができていないと。環境局で出している森林法に基づく開発の手引などでも、基本的には開発した部分の下流側に水をためる、そういうことが前提になっているはずですので、今回そういう開発の手引の前提を満たしていないケースということだと思っております。

ほかの自治体、あるいは東京都内の市とか、例外的にそういうところを認めているところもあるのだと思っておりますけれども、基本的には下流側に、最下流に設けたくても設けられないという条件の場合はちょっと上流側につくると。入り切れない部分を相殺するように調整するという発想だと思っておりますけれども、今回の場合は、全く川の反対側ということで、完全に別の流域といってもいいようなところで調整しているということ

になるのです。

なので、今回は二通りの計算方法というのを私のほうで推奨させていただいて、その上で厳しめのほうを採用して、さらに余裕を持った調整池のサイズということで、個人的には、現状では可能な範囲で対応していただいているので、これで結構かなと思うのですけれども、今後、こういうケースが増えていった場合に、それを今回と同じような基準で認めていっていいのかとなると、そこは慎重に検討する必要があると思っております。

例えば、今回、鹿の子沢とかあるいは山入川との合流地点付近で、台風19号の被害とかがなかったと。余裕あったというお話があったかと思うのですけれども、もっと下流、多摩川の下流部では氾濫が起きていますので、山の上流部で、やはり氾濫リスクを高めるようなことが少しずつでも起これば。今回のケースだけで言えばちりのようなものなのですけれども、ちりも積もればという感じで、下流部では甚大な被害をもたらす可能性もあるので、そこら辺は環境局として、今後、どこら辺まで許容して、どこは許容できないかという、そこら辺をもうちょっと事前に、こういった案件が今後出てくる前に検討を深めておくとうよろしいかなという、これがまずコメント第1点です。

次に、質問のほうですけれども、小林委員も御質問されておりましたけれども、斜面の安定性について、少し質問させてください。

資料1-1の14ページに柱状図がございまして、N値の数値も書かれておりますけれども、今日の説明や資料のほうでは、尾根部、斜面の上部では岩石が風化したものもあるけれども、強度は十分高いと。一方、谷部と書かれていますが、斜面下部のほうですね。こちらのほうはそもそも風化岩というのが認められないというような話をされていたかと思うのですけれども、谷部、B-1のほうは、相当岩石の組織が分からなくなるほど強く風化したか、もしくは斜面上部から崩壊して堆積した土壌という感じではないかと思うのです。

N値が深さ2メートルちょっとのところまで10を切って5ぐらいになっていますよね。これはN値5程度の砂質の土壌は十分に軟弱地盤だと思うのです。杭基礎の深さが1.5メートル程度ということなので、杭基礎の下に軟弱な層があるということで、そこからずるっと滑る可能性というのはあるのではないかなという気がするのですが、その辺りの御検討はされていますでしょうか。

○下村部会長 質問が2つだとおっしゃっていましたがけれども。

○山中委員 まとめてしたほうがいいですか。

○下村部会長 少し系統が違いますか。

○山中委員 では、もう一つの質問ですけれども、これまでコメントしてきていない点なのですが、一応、採石事業の一環として太陽光発電をするということで、資料1-1の表2の採取期間のところに2028年までと書いてあるのですけれども、これは太陽光発電の事業も2028年で終わるのか、あるいは、その後何年ぐらいまで続ける予定なのか、そこを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○事業者 1つ目のほうの質問について答えさせていただきます。

2メートル前後で軟弱ではないかというお話もありましたが、この辺のがいすい堆積物がたまる部分については、現地での判断も含めまして、コンクリートの基礎にする場合も含めた形での杭基礎以外のもので補強といいますか、別手段としてできるだけ安定という工法の選択をするということで、現状としては、杭基礎だけではなくても、もう少しコンクリートでも固めて補強していくということの一つ考えております。

○山中委員 それも結局、2メートルよりも浅いところでやると、その下からずっと滑ると思うのですが、要するに、3メートルぐらいまで固定できるような、その下の強固な岩盤で固定できるような、そういう工法まで考えておられるということですか。

○事業者 本日、施工会社のほうも出席しておりますので、その点、施工会社のほうから答えさせていただきたいと思います。○事業者 よろしく願いいたします。

評価として、山中先生がおっしゃったとおり、層状中のN値2とか3というのは、確かにボーリングデータ上に出てきている。ただ、周辺の面的な状況によって、全体的な滑りだとか軟弱層とかのポイントに関しては、4メートルピッチに1本ぐらいずつ杭基礎していますので、ここ自体が軟弱層の全体的な要因なのかどうかはわかりません。これは、現地のほうで、施工業者として、杭基礎のもともと持っている1.5メートル杭基礎に対して地耐力の部分の確保以外に、安定性を欠くようなものがあれば、おっしゃったとおり、3メートルであろうが、4メートルであろうが、調べてここに対する基礎を構築する。

ですので、まず、今、面としての考え方、この中で滑りという定義というのがどの程度あるのかというのは、当然のことながら、全体的な計画に関する指針、先生方の御意見の強度的な対処というのは、置き換えを行ったり、いろいろな手法がございますので、そういった対応をしていきたいということです。

○山中先生 今回示していただいているのが、二地点だけですので、その面的な広がり、連続性とか、その辺り、さらに調査結果が追加されると、その辺りも安心できるのかなという気がいたします。

もう一つの質問を。

どうぞ。

○事業者 今、山中先生が御質問された2つ目の点なのですけれども、一応、私どもは、確かにこの土地でやりたいと考えて、計画を関係部局に相談して進めさせていただいたのですけれども、一応、採石事業と太陽光事業はもともと別の事業なのですけれども、東京都の許認可条例の中においては、採石場の中にある土地を使うので、ここに設置させていただきたいということで、計画の変更申請を出させていただいております。

ですので、採石場の事業は採石場の事業で、今の流れの中ではその許可の範囲でしかやれません。この採石事業と太陽光事業は、私どもが聞いておりますのは、土地計画上の利用許可ということで採石場の中に設置する許可を、現行の採石場に関わっている環境調査と整合性が取れるようにして申請するという出ささせていただいていると認識しております。

○山中委員 そうしますと、採石事業が終わった後も太陽光発電事業は継続されるということですね。

○事業者 そうです。

○山中委員 それが同じぐらいで、10年以内ぐらいで終わりになるということであれば、多分、原状回復のための措置とか、原状回復をなるべく容易にするというか、自然の攪乱を見いだすためには、あまり杭基礎とか打たないほうがいいとか、そちらの配慮も必要になってくるかと思いましたが、その点を確認したかったのです。分かりました。ありがとうございます。

○下村部会長 両方ともよろしいですか。

一つ、前半のほうは施工に際して、もう一度しっかり確認をして、見合った施工を行っていただくということと、今のはある程度東京都の事例の中で、敷地内ということなので、今回のような取扱いになっているということのようです。

事務局はいいですか。

○松岡緑環境課長 では、今の質疑について事務局からご説明します。

○下村部会長 事務局からも判断を説明していただきます。

○松岡緑環境課長 太陽光発電の施設ですけれども、残留緑地を例えば確保するとかそういうことも含めて、採石場全体の中で判断しているものですから、もし仮にそれを別事業というように捉えてしまうと、また別の判断をもう一回事業地としていかないといけないということになってきますので、今回はあくまで採石事業に附随する太陽光発電事業と考えて私どもは許可しているということですので、基本的に採石事業が終われば、

太陽光発電事業も終わると私どもは理解していたところなのですが、それでよろしいですよ。

○事業者 私どもも、それで都の指導に従いますので。採石が、いずれにせよ長く続くように、少量にしても、持続可能な事業として、うちの採石場の中にRC区域もありましたり、細く長くやっていくつもりなので構いません、それでお願いします。

○下村部会長 そのときに、あわせてまた見直ししていただく。再申請をしていただくという処理になってこようと思います。

○事業者 初めてのケースなので、よろしくお願ひいたします。御理解お願ひいたします。

○下村部会長 ほかは何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、前回御指摘の御質問等への対応、あるいは追加の御質問等への対応は、これで終了させていただきたいと思ひます。

それでは、ここで事業者の方には退出をお願ひしたいと思ひます。ウェブ会議の事業者の方も御退出ください。

(事業者退室)

○下村部会長 それでは、ここからは事務局への御質問とか御意見を伺いたいと思ひます。何かございましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。

小林先生、どうぞ。

○小林委員 たびたびすみません。

太陽光システム設置予定区域の中で、右のほうですけれども、ちょっと引っ込んだところがあると思うのですが、例えば、資料の1-1だと14ページの図とかですけれども、先ほど山中委員が土層の図のあたりですが、この引っ込んだところは、何で引っ込めたのかみたいな話は聞いていますか。

○松岡緑環境課長 恐らく30度を超えるような斜面になるようなところについては、その部分を除いているために引っ込んでいる可能性があります。

○小林委員 特にこの引っ込んでいるところの地形が若干怪しげというような気がして、今から言っても駄目なのか知りませんが、もしあれだったら、こういう土層調査をやっていただいたほうがいいかなという気がちょっとしたのです。傾斜は急ですが、少し土砂がたまっている可能性があるかもしれないなと思ひて、それが分かってバックされているのかもしれないなと思ひて聞いたのです。

○下村部会長 私も専門ではないのですけれども、先ほど施工に際して、詳細に調査をして、ある程度補強しながら施工するというような、割と力強い御回答があったのだけ

れども、それに対応できるということはないですか。

○小林委員 先ほど結構、3～4メートル掘ってもやるという話だったので、いいのかもしれないですが。

○下村部会長 ですから、その辺り、もうちょっと慎重に対応していただくような下記ぶりをして、これでまた調査で戻すとなると、再調査となると大変になってしまうので、向こうもある程度は把握はしているというか状況は認識しているので、慎重な書きぶりをしっかり促すというか、覚悟をここに書き込んでいただくような形で対応させていただくのが、先ほどのやり取りからいうといいかなとは思うのですけれども、山中先生、その辺りはいかがですか。

○山中委員 本来であれば、もうちょっと充実した調査結果を示していただいて、もう一度というほうが納得はしやすいと思うのですけれども、時間的な問題で、あまり悠長に構えていられないということであれば、実際の施工でしっかりしていただくというので進めるしかないでしょうかね。

○下村部会長 そこは、やはり施工に際してもとかいう表現も含めて、もう一度地盤の軟弱性についてはしっかり。斜面の安定性のところでいいですか。ここはどちらかというところと伐根絡みのところで書いてありますけれども、地形も含めて斜面の安定性をしっかり施工時に再度確認をするというようなことを書き込むような処理にさせていただけるといいかなとは思っています。

○小林委員 その旨を報告していただくようお願いします。

○下村部会長 まずは私に預らせていただき、まだ委員会としても御懸念があるということですので、どういう表現に改めるかということについては事務局と調整し、委員会のほうにフィードバックさせていただくことにいたします。

そのほかに何かありますでしょうか。

あと、先ほど、特に斜面の安定性のところについては、少し加筆をしていただくことと、それから、先ほど事務局にも確認はしたのですけれども、資料2-2が別紙として資料1-1に添付されますので、本文との対応についても少し書き加えていただくと。書き加えていただくというか、どの参考資料を見ればいいのかというあたりのところとか、それも加筆していただくことにはしましたので、その程度の修正であれば対応が可能かなとは考えております。

資料2のほうには、山中先生の御尽力もあって結構丁寧に書き込んでありますので、これをしっかり生かしていくという方向にはしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにはないようですので、まずは私のほうでチェックをさせていただいて、修正については皆さんのほうに御報告するというところで、審議を尽くしたということで先に進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。どうしても異議がある場合は挙手ボタンを押してくれということのようです。

大丈夫ですね。それでは、先に進めさせていただきたいと思います

先ほど、事務局から御報告があったとおり、これで送っていただくのですね。

○松岡緑環境課長 はい。

○下村部会長 適合と許可条件に関わる書類をメールにて送らせていただきますので、お手元に届くと思います。御確認ください。

○事務局 送りました。

○下村部会長 お手元に届いておりますでしょうか。

○下村部会長 この後は、傍聴の方も、これは東京都の情報公開条例第7条の規定で、ここからは退室をしていただきたいと思います。事務局は傍聴者を退室させてください。

(傍聴者退室)

○下村部会長 それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。開いていただけますでしょうか。

○松岡緑環境課長 よろしいでしょうか。

基準への適合についての御説明をまずいたします。

初めに、基準、施行規則52条1項にございます、既存樹木等の保護検討について必要な調査が行われ、その調査結果に基づいて、それを残すか、あるいは移植するかについて検討が行われているかどうかという基準でございますが、これについては、概要版の19ページにありますけれども、事業区域内において大径木の調査を行い、その予定地には伐採したということもありますが、大径木が存在しないということを確認してございます。その他の範囲については、大径木が残置される予定ということになってございます。

ということで、基準の適否については○ということになります。

続きまして、今度は52条2項の、それぞれ各号にあります基準についての御説明でございますが、まず、1号の行為地及びその周辺の状況から判断して、土地の利用とか施設の計画、施工方法が、自然の保護と回復につき十分配慮されたものであるということで、これは全体を見たような規定でございますけれども、こちらのほうは、本計画によって失われる面積がございますが、2万1800平方メートル、これ以上の残留緑地を新た

に確保しているということで、緑地の率について向上を図っていると。

それから、先ほどあったように、借地についての優先買取条項を追加したり、伐採時に事前協議の覚書を取り交わすとか、そういったことによって残留緑地の伐採が今後に行われないような配慮をしているということでございます。

この摘要欄、対応するページに「概要版P.3」と書いてありますが、これは今回、別紙の2ページを見ていただいたほうがいいかなということで、そこは直させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

それから、②のほうですけれども、太陽光発電施設が周囲から視認されることがないように、山の斜面の下部に配置する計画としているということで、この辺は概要版の41から42ページを見ていただければ分かるということでございまして、こういった配慮をしているということですので、適合状況としては、やはり○ということになります。

それから、2号でございましてけれども、土地の造成とか地表の舗装等、形質の変更が必要最小限であるかどうか、かつ、地形に順応したかどうかということですが、太陽光発電施設の設置区域については、改変する部分は、あくまで点検路と太陽光パネルの基礎部分という計画になってございまして、土地の形質の変更については最小限としているということで、概要版としては45ページを見ていただければと思います。適合状況については○とのことでした。

続きまして、2ページの3号でございましてけれども、切土、盛土、一時的な土砂の堆積とか、あるいは調整池等の排水施設、こういったものを行う場合、それらが適正に行われて、土砂の崩落とか汚濁水の発生による被害が生じるおそれがないかどうかというところでございまして、まず、盛土となります点検路につきましては、補強土壁工法というのを採用して、施工の際も30センチ以下の締め固めで行っているということで、安全を確保する計画となっているということでございます。概要版で言いますと12ページになります。

それから、点検路には素掘り側溝とか縦排水管といったものを設けて、雨水が適切に流下するという計画がなされているということで、概要版ですと60、61ページです。

それから、調整池とか沈砂池ですけれども、いずれも30年確率降雨強度によって必要容量の確保を勘案しているということと、既存の調整池からの流出量を抑制することで河川への放流量を調整するとなっていると。

調整池のかさ上げと床掘りを行って、必要貯留量の確保を行う計画となっているということで、この辺は、先ほど山中先生の御指摘もありましたけれども、62から68ページに詳細に記載しているということでございます。

それから、工事中は仮設の沈砂柵を設置して、濁水の流出を防止する計画としているということで、こちらは概要版で言いますと65ページに記載ということで、土砂の崩落とか汚濁水の発生による被害の防止を図られているということで、適合状況は○ということです。

それから、4号でございませけれども、雨水の地下浸透について十分配慮されているかどうかということでございませが、太陽光発電設備を設置した土地以外につきましては、現状の地表面に生育します草本類が繁茂して、雨水の浸透を促しているということで、こちら概要版の12ページと書いてしまったのですが、概要版ですと47ページを見ただけのほうがより詳細に分かるかなと思いますので、こちら訂正させていただきます。

それから、斜面の最下流部に浸透柵といったものを設置して、雨水の浸透を促す構造としているということで、ここは概要版ですと60、61ページということで、いずれも地下浸透について配慮されていますということで、適合ということです。

それから、5号ですけれども、行為地内に現存する良好な土壌が確保されて、植栽の土壌として利用されていることについて十分配慮されているかどうかということでございませが、こちらの太陽光発電設備を設置する土地の周辺は、生育する草本が繁茂するよう現状の植栽土壌を確保する計画となっているということで、概要版の47ページに記載のとおりということで、適合ということにさせていただきます。

続きまして、3ページでございませけれども、動植物の生息または生育について、適正な配慮がなされているかどうかということでございませが、まず、残留緑地におけるスギ・ヒノキ植林地を、広葉樹との混交林に誘導するような林相転換を行っているということで、林相転換によって動植物の生息・生育環境の向上が図られているということでございませ。概要版ですと47ページ。

それから、採掘区域と事業区域内の影響範囲で確認された注目される植物については、種類ごとに同様な環境条件を有する残留緑地のほうに移植を行って定期的にモニタリングを行うということになってございませ、適切な保全を図る計画となっております。概要版ですと54から59ページに記載のとおりということです。

それから、山間部を生息域としておりますヤマアカガエルが確認されているということもありまして、点検路の側溝を緩い傾斜として、移動を阻害しないような計画になっているということで、こちらは46、60ページに書いてあるとおりということで、いずれも適合状況については○ということです。

最後ですが、7号の緑地の確保及び緑化が行われているということで、これは緑地基

準がきちんと確保されているかということですが、こちらも概要版の6ページとなっていますが、概要版の8ページを見ていただいたほうが正確に記載されてございます。

残留緑地は、区域面積の53.0%、半分以上、50%以上の規定をちゃんと満たしております、53%確保されているということ。すみません。残留緑地は30%です。30%よりも多い53%を確保していると、それから、植栽緑地と併せました、合計、区域面積の62.6%を確保しているということで、50%の基準に対して62.6%ということで、いずれも基準に適合しているということでございます。

説明は以上でございます。

○下村部会長 ありがとうございます。

基準への適合ということで、事務局より説明がありました。何か御質問・御意見はございますでしょうか。基本的に適合しているという御説明でありました。

よろしいでしょうか。

それでは、本案件につきましては、これまでの審議の結果を踏まえ、もちろん若干の修正を加えてということですが、条件を付して許可相当ということで、本審議会に報告をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○下村部会長 それでは、お認めといただいたと思いますので、許可条件について、今、また許可条件が送られたと思いますので、御確認ください。

届きましたでしょうか。今度は届いておられない方がおられたら挙手を。

○下村部会長

あとの皆さんは大丈夫ですか。届いていますね。

それでは、届いたものをファイルで説明いたします。事務局、お願いします。

○松岡緑環境課長 それでは、許可条件について、御説明させていただきます。

まず特記条件と一般条件と2つあるのでございますが、一般条件は前回も御説明したとおり、こちらは全ての事業に共通するということですので、9番以降の一般条件については説明を割愛させていただきます。

特記条件のほうについて、まず御説明いたします。

1番目でございますけれども、事業の施行に当たっては、自然環境保全計画書、今、見ていただいたものですが、この内容等を踏まえまして、貴重な動植物の保全に留意すること。希少な動植物の新たな種とか新たな生息・生育場所が確認されたときは、都に報告して対応策を協議するということが1番目でございます。

それから、2番目ですけれども、今度は希少植物でございますが、この移植につきましては、やはり自然環境保全計画書を基に移植方法とか移植時期、そういったものの具体的な事項を記載しました実施計画書を作成して、都と事前に協議すること。移植後はモニタリング調査を実施して、年1回都に報告と。モニタリング調査については、事前に計画書を作成して、都と協議することとなっております。

それから、3番目でございますけれども、今度は残留緑地と植栽緑地の管理ということでございますが、これにつきましても、自然環境保全計画書に基づいて、作業方法とか時期、作業箇所、こういったものの具体的な事項を記載しました残留緑地の保全管理実施計画書と植栽管理実施計画書、こういったものを作成して都と事前に協議すること。

それから、回復緑地であるのですが、これも広く言えば残留緑地の一つなのでございますけれども、これについても適切な維持管理に努めることということになってございます。

それから、モニタリング調査を実施して、年1回都に報告すること。調査については、残置により保全する希少な植物も対象として、事前に実施計画書を作成し、都と協議することとしてございます。

4番目ですけれども、調整池の機能を十分確保するために、堆積土砂のしゅんせつを適宜行う等、適切な処理をすることとしてございます。

5番目ですが、許可の日から5年ごとの事業進捗状況を都に報告すること。

6番目ですが、太陽光発電施設の工事完了後、実施状況を都に報告すること。

7番目ですが、事業区域、残留緑地及び採掘区域のそれぞれの境界を明確化して、残留緑地の維持管理を徹底すること。

8番目ですが、区域とか緑地配置図、許可条件表示板に明記して、施設外周部の見やすい場所に掲示することとしてございます。

以上でございます。

○下村部会長 御説明、ありがとうございました。

委員の皆様から何か御意見・御質問はございますでしょうか。

山中委員、お願いします。

○山中委員 一般条件の12番目のところなのですが、3行目からの文章で「雨水その他地表水は、その流末について、適切な処理を行うこと」と。通常であれば、これが満たされているので、当然これでいいと思うのですが、今回の場合、開発区域を流れた末で処理しているわけではないのですよね。なので、この表現のままでよいのかどうか。

○下村部会長 これは、例えば、特記条件は4番のところ調整池の機能のことがある

のですが、むしろこちらに加えるようなことはできますか。あるいは、この一般条件のほうを修正したほうがいいのでしょうか。

○山中委員 この流末の解釈というか定義にもよるのかもしれないのですが、開発区域を流れた雨水や地表水が流れる末と理解するとすれば、12番は満たさない計画になってしまうので、一般条件を満たせないということで、開発が進められなくなってしまおうと思うのです。なので、12番の文言を修正するのがリーズナブルかなと思うのです。

例えば、流末について処理はしないけれども、流末で不具合が生じないように適切な処理を行うこととか、そういう表現にすれば、一応クリアかなと感じますけれども、いかがですか。

○下村部会長 事務局、どうぞ。

○松岡緑環境課長 事務局から御説明させていただきます。

まず、12番でございますけれども、これはあくまで完了するまでの間に休止したり、廃止したり、それから中止を命じられたということで、途中で工事が終わってしまう場合を想定しているのです。そういったときに、雨水をそのまま放置しておかれては困るので、そういったときはきちんと、雨水の排水も含めて、工事の中止中でも、そういう土砂崩れとかが起こらないようにきちんと処理しなさいという規定でございまして、これについてはほかも含めていつも付けているというもので、今回の場合においても、意味としては山中先生がおっしゃったような意味でよろしいのかなと思いますけれども、今回のものにつきましては、特記条件の4番のところに、調整池の機能を十分確保するため、しゅんせつを適宜行うとか適切な処理をすることということが入ってございますので、排水の御心配につきましては、こちらのほうで許可条件として対応できるのかなと考えているところでございます。

○山中委員 4番は採石場側の話だと思うのです。採石場側の実際に調整池があるところの機能を確保しましょうという話だと思うのですが、問題は、ソーラーパネルを設置する側で処理が十分になされていないという点だと思うのです。その部分の処理を採石場側で保証するという考え方なので、12番、何もなければ、この条項は適用されないと思うのですが、開発が行為完了するまでの間、休止とか廃止とかという可能性が全くないわけではないですよ。もし仮にそういう事態が発生した場合に、その開発地の流末について、処理を行っていない計画なのですよね。ですから、この状況を、この条項をそのまま厳格に守ろうとすると、そういう開発計画の休止とかとなった場合には、北側のソーラーパネル設置側に調整池を設けるとか、そういう必要性が出てしまう、その間に大雨が降らない保証もないので、それに備えた措置というのが必要にな

ってしまうのではないかということなのです。

○松岡緑環境課長 今回の計画につきましては、採石場側の調整池のところで容量を確保しようということになってございまして、一応その考え方について、山中先生の御意見とは異なるかもしれませんが、我々としては合理的な判断として、そちらのほうによせるということでもよろしいのかなと考えているところでございます。

山中先生から、先ほど、こういうケースがほかにもあるのではないかみたいな御心配があったかと思うのですけれども、それにつきましては、なかなか同じ事業者のところで、このように調整池が2つ、流域が2つ分けられるとか、そういったことはめったにあることではないかと思っておりますので、今回のようなケースは比較的レアケースなのかなと考えているところでございます。

普通の事業者ですと、そんな自分のところの調整池をほかのところに肩代わりしてもらおうとか、そういったことはできないかと思っておりますので、今回たまたま同じ事業者が、沢をまたいで流域が2つあったということですので、合理的にそちらの1つの事業地で対応したということになっているかと思っております。

また、1つの調整池のところで十分確保できるように、まずそちらの流末というか調整池をしっかり整えてもらえば、仮に太陽光パネル側にそういった調整池がなかったとしても、その部分については十分対応できる、容量については対応できるのかなと考えているところでございます。

○山中委員 計画自体は私もオーケーだと思うのですけれども、この一般条件の文章からすると、流末という言葉があるので、この流末について処理できていないという点が引っかかるのではないかと。流末という表現が今まで出てきていないですよ。なので、よかったですけれども、ここで流末という言葉が出てしまうと、ここで引っかかると。だから、流末という言葉が消すか、流末について不具合が生じないように適切な処理を行うというように修正する必要があるのではないですかという意見なのです。

この「流末について」というのも「流末において」ではないので、流末について適切な処理というのが、流末をどうにかしなさいということだとは思っているのですけれども、一般的に、普通に解釈すると、その流末で処理しましょうということだと思っております。今回は流末で処理していないので、今までどおりのこの文言のまんまだと、こういう事態が発生したときに、いろいろ計画の変更とか実現不可能なことをやらなくてはならないような条件になってしまうのではないかということなのです。

○下村部会長 一般条件は修正できるのですか、できないのですか。

○松岡緑環境課長 現在、規則の改正と併せて、一般条件についても見直しも図ります

ので、その際に文言については若干調整させていただこうかなと思っています。今回、もし間に合えば、それについても反映させていこうかなと思います。

○下村部会長 1つの解決策で、4番が今回特記なので、4番が「調整池の機能を十分に確保するため」ということから始まってしまっているのですけれども、どのぐらい特殊なのかというか、例えば、今回のケースでは流域をまたいだ形で調整池で調整をしているため、その調整池の機能とか、この前のところに説明を少し加えることで対応ができないかどうか。あるいは流末という言葉の定義というか読み取りについてもここで少し書くとか。

事務局は、今まで一般条件を修正していないので、それをいじるとなると少し手続が要るようなことのようなので、可能であれば特記条件のところの説明で対応ができるようであればとは思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

私自身は分かります。学問的な定義の問題なので、恐らくここに不具合が生じるというのが気になられるというのはよく分かるのです。

○山中委員 一般条件が簡単に直せないものと考えていなかったので発言してしまいましたけれども、これに関してはあまりいじれないということでしたら、結構です。

○下村部会長 ただ、ちょっと説明を。4番のところの、先生が言われているように、必ずしも流末処理で対応していない、そこまでストレートには書かないかもしれませんが、今回のケースがどうであるというのも付け加えた上で、調整池の機能を十分に確保するためにということで対応させていただくことはきっと可能なのだろうと思います。

○山中委員 またその文言に対して皆さんで合意形成してとかとなると大変ですので、気にしなければ済む話ではあるので、このままでもいいかなと。

○下村部会長 では、ここは部会長預かりにさせていただきます。先生の御意見は、私自身はもっともだと思いますので、部会長のほうで可能な限りの対応をさせていただきたいと思います。

○山中委員 分かりました。

○下村部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、小林先生、お願いします。

○小林委員 また、先ほどの件なのですけれども、太陽光パネルの設置も、ここに書いてある杭基礎だけではなくて、ほかのことも考えるというお話だったと思うのですけれども、そういうような浸食崩壊を起こさない対策というか、あるいは土壌保全を確保する対策というのか、そういうことを含めて報告しなさいという書き方にはできないもの

でしょうか。例えば特記事項の6のあたりです。

○下村部会長 可能ですか。

○松岡緑環境課長 はい。

今の御指摘で、太陽光発電施設で、工事完了後だけではなくて工事施工前にそういう調査をした上で実施状況を都に報告させるとか、そういった例は過去にも行っていることがありますので、そちらのほうで文言を調整しながら、今の御意見を反映させるようにさせていただきたいなと思ってございます。

○小林委員 では、よろしく願いいたします。

○下村部会長 では、それも部会長預かりさせていただいて修正をしたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほどの意見交換会からいうと、懸念のところはやはりここでも出てきたということかと思えます。

ほかは大丈夫でしょうか。

それでは、御議論、どうもありがとうございました。今、2点、少なくとも4番と6番のところに関しまして御意見が出てきましたので、これは事務局と私、部会長とで文言についてしっかり検討した上で許可条件とさせていただきたいと思います。

ほかにございませぬようでしたら、よろしいですね。諮問第461号、多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業につきましては、条件を付して許可相当として、これまでの審議内容を踏まえて、さらに資料にはもちろん必要な修正を加えました上で、本審議会に報告をしたいと考えておりますが、よろしゅうございますね。

(首肯する委員あり)

○下村部会長 それでは、御審議ありがとうございました。

いろいろ審議をしていただいて、より不安なところというのは御指摘いただけたかと思えます。ありがとうございました。

それでは、本日の審議は終了いたしましたので、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○関計画課長 事務局です。

本日、条件を付して許可相当との御意見をいただきました諮問第461号多摩興産株式会社八王子工場太陽光発電施設設置事業につきましては、次回、第147回本審議会に報告をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○下村部会長 それでは、以上をもちまして、第7回規制部会を閉会といたします。本

日はどうもありがとうございました。

○関計画課長 事務局から最後に連絡事項でございます。

長時間の御審議、ありがとうございました。次回の本審議会の日程でございますけれども、もし可能であれば年度内に実施をさせていただきたいと考えてございます。日程についてはまた別途、御相談をさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

本日はこれにて散会とさせていただきたいと思っております。